

■ FD活動の焦点

- (1) 大学の理念・目標を理解するワークショップ
- (2) ベテラン教員による新任教員への指導
- (3) 教員の教育技法（学習理論、授業法、討論法、学業評価法、教育機器利用法、メディア・リテラシーの習熟）を改善するための支援プログラム
- (4) カリキュラム開発
- (5) 学習支援（履修指導）システムの開発
- (6) 教育制度の理解（学校教育法、大学設置基準、学則、履修規則、単位制度）
- (7) アセスメント（学生による授業評価、同僚教員による教授法評価、教員の諸活動の定期的評価）
- (8) 教育優秀教員の表彰
- (9) 教員の研究支援
- (10) 研究と教育の調和を図るシステムと学内組織の構築の研究
- (11) 大学の管理運営と教授会見限の関係についての理解
- (12) 大学教員の倫理規定と社会的責任の周知
- (13) 自己点検・評価活動とその活用

絹川正吉、館昭編著『学士課程教育の改革』平成16年

■ 大学におけるFD活動の根拠

大学設置基準

第25条の2（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。

2008年4月より施行

学校教育法

第109条（自己評価・認証評価）
大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2004年4月より施行